

ハットフィールド資本金論の評価

加 藤 盛 弘

- I 問題提起
- II ハットフィールド資本金論の内容
- III ハットフィールド資本金論の評価
——「資本と利益の区別」の観点から——
- IV ハットフィールド資本金論の評価
——「株式資本」会計理論の歴史的役割から——

I 問題提起

「論争の余地ある問題のほとんどは会社の貸借対照表および株式資本に関する問題¹に関係をもっている。」

ハットフィールドは『近代会计学』のなかで、このように株式資本の問題が資産評価論とともに会計上もっとも重要であることを指摘している。しかし、従来のハットフィールド理論の理解は資産評価論に重点がおかれ、資本金論についてはきわめて軽くあつかわれてきた。もちろん、ハットフィールド理論において資産評価論がきわめて重要な位置にあることは、その理論構成が貸借対照表中心であることからして、きわめて当然である。その重要性はいささかも疑われるものではらい。しかし、資産評価論

1 H. R. Hatfield, *Modern Accounting*, D. Appleton and Company, 1910, p. 356.

が重視されるのあまり、資本金論とりわけ株式資本に関する論及が軽視されるならば、ハットフィールド理論の理解が一面的になるように考えられる。その意味で、あらためてハットフィールド『近代会計学』の資本金論について考察を加えようとするものである。

『近代会計学』に展開されたハットフィールド資本金論に対する従来の評価はきわめて低い。たとえば、黒沢清教授はつぎのようにいわれる。

「ハットフィールド会計学における資本金論は、きわめて平凡で、何らの特色も見出されない…。後期の会計学との比較をはっきりさせるのに役だつかぎりにおいて、ハットフィールド会計学にあらわれた初期の資本金論を吟味してみたいとおもう²。」

つまり、黒沢教授がハットフィールドの資本金論を考察されるのは、その後の理論（動態論）との比較のためであり、それ自体はきわめて平凡で特別に考察するにはあたらない、と理解されているのである。この考え方は中村忠教授によって、より明瞭なたちで引きつがれている。教授はハットフィールド資本金論を、動態論において明確化された「資本剰余金と利益剰余金との区別」という観点から評価しようとするのである。

「…ハットフィールドの『近世会計学』…をみると、結論的にいって、資本と利益の区別を保持する満足的な理論はなかったといわなければならない。彼は再取得自己株式 (treasury stock) に資産性を認めたり株式割引額を手形割引額と同様に処理されねばならないとのべている点などからも明らかなように、資本取引の本質が十分に理解されておらず、また彼においては資本剰余金の概念がないために株式プレミアムや減資差益が、利益留保としての剰余金といっしょにされているからである³。」

このように中村教授はハットフィールドの資本金論を動態論の「資本

2 黒沢清「米国会計学発展史序説」(『経済学全集第3巻, 米国会計学(上)』東洋経済新報社, 1956年), 270ページ。

3 中村忠「資本剰余金の計理」『会計』第76巻第3号, 1959年9月, 113—114ページ。

と利益の区別」を基準として考察し、その不十分さを指摘しておられるのである。したがって、そこでのハットフィールド理論考察の意義は、動態論形成史という観点からのみ認められている。もちろん、ハットフィールド理論を動態論への系譜を明らかにする観点から考察することも、学史考察の一つの重要な観点であるといえよう。しかし、ハットフィールド理論の研究を、その歴史的な意義（この場合には、とりわけその資本金論の歴史的な役割）を明らかにする観点からおこなうことがさらに重要である、と考える。そのような観点にたつ場合には、ハットフィールド資本金論に対して、従来の評価とは異なり、積極的な意義を認めうるのである。

II ハットフィールド資本金論の内容

『近代会计学』における資本金論の内容をまず簡単に考察し、そのうえにたつて、それをどのように評価すべきかを検討しよう。

『近代会计学』における資本金論の展開は主として第8章「現金払込による株式発行」、第9章「現物出資による株式発行」、第13章「剰余金と積立金」においてなされている。

(1) 現金払込による株式発行

ハットフィールドは資本に関する会計問題は、一般に、株式資本金の額面あるいは名目金額と現実の純資産在高 actual net wealth との不一致から生ずることを指摘し、さらに、この資本に関する問題を難しくしている原因は会社が本当の状態を示したがることにある、としている。たとえば、企業が法律によって禁じられている何らかの金融方法をとった場合に、その不法行為を会計上いかにして隠すかということが問題になる。あるいはまた、企業の判断に誤りがある場合にその事実をどのように隠すかが問題になる、としている。⁴

4 Hatfield, *op. cit.*, p. 146.

ここでハットフィールドがいう法律違反の金融方法の内容は明らかではないが、おそらく、株式の割引発行はそれの重要な内容をなしていると思われる。そこで、割引発行を企業がおこなった場合について考えてみると、企業はその事実を隠すために適当な会計処理方法（たとえば資産と資本の水増表示）をとるであろう。そうすると、名目資本金額と実際の資産在高とが一致しなくなる。このようなことが株式資本の問題を難しくしている、という主張になるものと思われる。このようにみえてくると、ハットフィールドは明言はしていないが、当時、企業の一般的な財務方策であった株式の割引発行が、株式資本金の重要な問題であると理解していたのであろう。このことを念頭におきながら、具体的な展開についてみてみよう。

ハットフィールドは「株式資本の現金による発行」については、引受済株式、未発行株式、金庫株、プレミアム付発行、割引発行、減資等について論じている。ここで特徴的なことは、引受済株式（未払込応募株式）ばかりか、未発行株式をも元帳勘定に記録し、貸借対照表に計上すべきことを主張していることである。

引受済株式は企業が合法的に集金しうる権利（応募者の義務）を示すのであるから、売掛金や受取手形と同様に真正の資産である⁵、という。また、未発行株式については、それは債権者に関するかぎりはたしかに資産ではないが、取締役にとっては、少くとも企業の業績がよいときにはその発行によって資金を調達しうる手段である、という。したがって、未発行株式の存在についての情報は株主にも与えられることがのぞましい。その方法としては貸借対照表の脚注やメモによることも考えられるが、授權資本金とともに貸借対照表において示すことがのぞましい⁶、としている。

5 *Ibid.*, p. 147.

6 *Ibid.*, pp. 149—150

金庫株（再取得自己株式）については「…それが資産であるかどうか、そしてもし資産であるなら、どのように勘定に示されるべきか」が問題である、としている。

金庫株の資産性については、「発行会社への株式のいかなる返還も、以前に発行された株式の実質上の消去である⁸」という意見もあるが、アメリカにおける会計実務は金庫株を資産として計上することを正当とし、要求している。したがって、金庫株が存在する場合には「投資」などと一緒にして示すことなく、「金庫株」として明瞭に示すべきことを主張している。また、アメリカの貸借対照表では金庫株が未発行株式を包含するものとして使われる場合がかなりあるが、両者は厳に区別されなければならないという。なぜなら、金庫株は額面以下で合法的に売ることができるが、未発行株式の割引発行は許されないからである⁹。

このようにハットフィールドは未発行株式および引受済株式を貸借対照表に表示することの妥当性を主張することによって、いわんや金庫株に資産性を認めることは当然であることを論じようとしている。金庫株への資産性付与は20世紀初頭における株式水割財務とそのもとの株式の贈与（現物出資者からの自己株式贈与）という財務政策のなかで、きわめて重要な意味をもっていたことに留意しなければならない。

つぎに株式のプレミアム付発行あるいは逆に割引発行について論ずるところをみよう。

ハットフィールドは「プレミアムは経済的には資本醸出であり、それ以外の何物でもない」、したがって、損益勘定（Profit and Loss）などに貸記することは不当である¹⁰、という。しかし、そのようなプレミアムを記

7 *Ibid.*, p. 151.

8 *Ibid.*, p. 151.

9 *Ibid.*, p. 153.

10 *Ibid.*, p. 155.

帳するのに一般に用いられている項目は「剰余金」である。¹¹ところが、この「剰余金」は典型的には蓄積利益であるから、資本醸出であるプレミアムを剰余金に計上することは、蓄積利益と資本醸出とを同一勘定に記録することになる。「プレミアムは企業の真の利益ではないから、配当にあてられないことを示す何らかの勘定で特別に留保されるべきである」¹²。

このように、ハットフィールドはプレミアムを留保利益とはその性質を異にするものと理解しており、しかもその区別を「配当できるか否か」という属性によっておこなおうとしていることは特徴的であろう。

株式の割引発行については、つぎのように論じている。

何らかの理由によって株式の額面以下にしか現金が払込まれず、しかも追加払込の義務が免ぜられる場合には、その割引額は資産とはなりえないわけであるから、「発行株式に対する割引額として示されなければならない。それは丁度手形割引額に対すると同様に扱われなければならない」¹³と。だが、その割引額をどのように処理するかについては、「ただちに損益勘定に課せられるべきか、あるいは他のところにチャージされるかに関しては問題がある」¹⁴とするのみで、まったく結論らしいものも出されていない。そして、割引発行の問題は現物出資の場合に一層むずかしくなる、ということですまされている。このことは現金払込による割引発行は現実の実務においては問題になりえないことを示唆しているであろう。だからこそ、「割引額は損益に課されるべきかどうか」という配当可能利益計算上重要な問題も、まともにとりあげられていないのである。

(2) 現物出資による株式発行

これまでの考察は発行株式が現金にて払込まれる場合に限定してきた。

11 減資差益も剰余金に貸記される (*Ibid.*, p. 160).

12 *Ibid.*, p. 156.

13 *Ibid.*, p. 158.

14 *Ibid.*, p. 159

したがって、そこでは割引発行かどうかの判別は疑う余地なく明白であり、問題にならない。しかし、現物出資の場合には株式に対して全額払込まれたか否か、割引発行でないかどうかの判別がきわめて困難になる。しかも19世紀末から20世紀初頭の企業合同運動の過程で、巨大トラストはほとんど例外なく現物出資による水割株式の発行によって成長してきたのである。このことを考えると、現物出資についての考察はとりわけ重要な意味をもつ。

ハットフィールドは現物出資については、つぎのように論じている。

現物出資の場合に全額払込まれたかどうか、割引が存在するか否かが判然としない理由は財産評価についての明確な基準が存在しないからである。たとえば、トラストが製造工場全体を購入する場合には、土地・建物・機械・原材料・完成品・商業債権・のれん・鉱山・鉄道・蒸気船等々の資産が含まれるが、それらの資産全体について信頼しうる評価をおこなうことは明らかに不可能である。¹⁵「したがって、このような場合の価値の決定については、裁判所はそれに介入することなく、会社の役員にまかせる傾向にある」。¹⁶このように、財産評価基準の不明確さから現物出資には割引発行が生じやすいのである。

さらにまた、違法のうたがいがあがる株式発行を隠そうとすることが、一般にひろくおこなわれ、現物出資による株式発行をますますあいまいにするのである。

「あいにく株式割引がほとんど示されないということは、会社会計に通じている人々のあいだでは明らかなことである。これは一般的には、適法性がうたがわしい取引の本当の性格を明瞭に示すことを好まないためである。」¹⁷

ハットフィールドは、もちろん、払込まれた財産が株式額面に達しない

15 *Ibid.*, p. 162.

16 *Ibid.*, p. 162

17 *Ibid.*, p. 168

場合には、その差額を明瞭に株式割引として表示すべきことを主張している¹⁸。しかし、現実にはこのような表示がなされるはずのないことは明らかである。

そこで、ハットフィールドは A. L. Dickinson の主張を引用してつぎのようにいっている。

「…株式の発行によって購入されたすべての財産は、その株式の額面価額で計上される。ただそのように計上される資産は現金によってではなく、株式との交換によって取得されたものであることの説明とともに、貸借対照表に明瞭に示されるべきである。」¹⁹

このように考えるなら、現物出資の場合には割引発行はありえないことになる。

現物出資との関連で展開されているもう一つの重要な問題は、贈与自己株式にからむ問題である。

すでに多くの人々によって論じられているように、19世紀末から20世紀初頭のアメリカの企業合同運動の過程でいわゆる資本・資産2倍化表示といわれる方式がとられた²⁰。これは払込資産の現実価額と同額の優先株と、さらにそれとほぼ同額の普通株が発行されることによって、発行株式が現実の出資額の2倍になるということである。しかし、実際には、企業の収益力、独占的地位などを考慮して、まず資本化される額が決定され、それが優先株・普通株に分割されるということではなかろうか。その資本化の過程で資本が大きく水増され、将来の収益力の資本化ということによって合理化される普通株が優先株とほぼ同額であることから「2倍化表示」といわれるのであろう。いずれにしても、この過程の会計的表現としては資本

18 *Ibid.*, p. 167.

19 *Ibid.*, p. 171.

20 拙稿「アメリカ独占確立期における無形資産会計実務」『同志社商学』第20巻5・6号, 1969年。

金が増表示され、それに照応して資産も増表示されることになる。このような財務過程において、企業に運転資金を確保させるために、現物出資者が取得した株式の一部を発行会社に贈与するという契約がなされた。このようにして取得された自己株式は一般には額面以下で売却されたが、それは割引発行にはならないと解釈されたのである。

このような場合、株式が贈与されたときには「借方 金庫株×× 貸方 剰余金××」という仕訳によって剰余金が創出される。この剰余金は「ドイツの場合のように明瞭に成文法によって禁止される場合をのぞいて、²¹ 配当可能利益として扱うことは違法ではない…」。したがって、この贈与株式による剰余金によって、株式配当をすることも可能である。また贈与株式を額面以下で実際に売却して運転資金を獲得したときには、額面との差額は剰余金にチャージされる²²という。

このような自己株式の贈与をとまなう現物出資は、多くの場合は、その株式を額面以下で自由に売らせるためのわかりきった口実にすぎない、²³ と考えられる。したがって、ある厳格な会計士達は、現物出資者による株式の贈与は財産の名目的購入価額から控除されるべきものである、と考えていた。事実、初期のニューヨークの事件では、このような自己株式の贈与は過大評価の証拠である、と判決された。しかし、もっとも最近のイギリスの事件では異なる見解がとられたし、さらに、コロラド州の *Speer 対 Bordeleau* 事件（1905年）では「かかる取引は割引発行の証拠ではない」²⁴ と明確にのべられている。

ハットフィールドはこれに対して、現物出資者に最初に与えられた株式の額面金額でその財産を評価することを好もうが、あるいは現物出資者が

21 Hatfield, *op. cit.*, p. 235.

22 *Ibid.*, p. 177.

23 *Ibid.*, p. 177.

24 *Ibid.*, p. 178.

最終的に取得した株式の金額によって評価する方式がよいといおうが、もし最初の方法による財産額が過大評価であるなら、勘定にそのような正しくない表示をする理由はまったくない²⁵、としている。

このことは、たんに、現実に株式割引があるならばそのことを明示すべきである、といっているにすぎない。いわんや、当時トラスト形成の過程でひろくおこなわれていた現物出資が割引発行であるか否かについて論及し、その結論を出そうとしているものでもない。したがって、現実的には、払込れた財産を発行株式の額面金額に等しいものと評価し、運転資金調達のための自己株式贈与によって、剰余金が創出されるとする実務を、そのまま認める結果になる、といえよう。

(3) 剰余金と積立金

当時公表された貸借対照表においては、資本金と剰余金が一諸にされるということもまれではなかった²⁶という。このような実務に対して、ハットフィールドは「剰余金は利益を留保することによって得られた資本」であり、「株式によって直接に醸出された資本金²⁷」とは異ると主張している。株式会社会計においては、まず資本金と剰余金を区別することが要求されるのである。しかし、当時の会計実務のなかでみられる「剰余金」の内容をこのように「留保利益」と定義しきることは困難である。そこで、かれは剰余金＝留保利益という論述につづいて、すぐつぎのようという。

「剰余金は留保利益を意味する、ということにはいくつかの専門的な例外がある。剰余金はまれに、利益がまだあげられていない新設の株式会社で、株主の直接の醸出額の一部からつくられることがある。²⁸」

これは、いわゆる株式プレミアムによる剰余金の創出である。このよう

25 *Ibid.*, pp. 178—179.

26 *Ibid.*, p. 234.

27 *Ibid.*, p. 234.

28 *Ibid.*, p. 234.

な例は当時としてはとくに銀行の新設の場合に生じたようである。この株式プレミアムによる剰余金が留保利益でないことは明らかである。このような利益の留保にもとづかない剰余金の創出は、株式のプレミアム付発行の他にも、額面以下での自己株式の償還(減資差益)、社債の額面以下での償還、運転資金調達のための自己株式の贈与などによっても生ずる。これらの取引によって生ずる剰余金は特定の法律によって禁止される場合をのぞいては、配当に利用しても違法ではない。「したがって、それらはすべて、剰余金あるいは積立金は配分されない利益の一部である、という一般論に対する例外と見做される²⁹」という。

このように、『近代会計学』では、一般論として「剰余金は留保利益である」ということが主張される。したがって、「留保利益」としての剰余金と評価勘定にすぎない諸勘定が用語のあいまいさのゆえに混同されるようなことがあってはならない、と注意する。たとえば、貸借対照表の貸方には“Depreciation Fund”, “Reserve for Extensions”, “Reserve for Bad Debts”などのまぎらわしい項目があらわれる。しかも、Depreciation Fund はしばしば、Reserve for Depreciation とか Reserve Fund for Depreciation という、よりまぎらわしい用語で示されることもある。しかし、Depreciation Fund は決して利益を意味するものではなく、資産から差し引かれるべき評価勘定であり、利益の一部である拡張積立金とはまったくことなる。「したがって、評価勘定と本来の積立金とを区別することは困難である³⁰」と同様に重要であるとしている。

ハットフィールドはさらに、一般的には剰余金が特定の用途を意味しない留保利益(もっとも広い意味で用いられる)を示すのに対して、積立金は特定の目的のために留保された利益を意味する、ということのをのべたの

29 *Ibid.*, p. 235.

30 *Ibid.*, p. 238.

ち、積立金をつぎの三つに分類して、その各々について説明する。

1. 資本の永久的増大を用意するための積立金

(a) 債権者に対する付加的保証として

(b) 固定資産拡張にそなえるため

2. 臨時的損失にそなえるための積立金

3. 配当平均化のための積立金³¹

しかし、積立金は設定の目的どおりに使われる保証のないことを指摘し、「積立金の特別な分類はせいぜいそのときの取締役会のその時点の意図の宣言にすぎない」こと³²を指摘している。

『近代会計学』の剰余金の章では、その他に、秘密積立金や積極性積立金としての拡張積立金の技術的特徴（積立金の設定目的どおりに拡張がなされても積立金は消滅しないということ）などについてふれている。

以上、『近代会計学』の資本金論の内容をやや平板的に紹介してきた。問題はこのような資本金論をどのように評価し、位置づけるかである。

Ⅲ ハットフィールド資本金論の評価

——「資本と利益の区別」の観点から——

従来、ハットフィールド資本金論の評価は「資本と利益の区別」の観点からのみなされてきたようである。しかし、同じ「資本と利益の区別」の観点からの評価ではあるが、そこには二つの異なる方向が見出される。

一つの方向はさきにもふれた黒沢清教授・中村忠教授にみられる考え方である。

中村忠教授はハットフィールドの資本金論を検討し、そこには資本剰余金概念が成立していないこと、資本取引の本質についての理解がないことを指摘される。また、ハットフィールドが株式プレミアムを、資本醸出

31 *Ibid.*, pp. 239—242.

32 *Ibid.*, p. 242.

であって留保利益ではないとしていることについて、「これは今日からみるといかにも常識的であるが、当時としては卓見であった³³」と評価される。このように中村教授のとらえかたは動態論において明確化された「利益剰余金と資本剰余金の区別」の観点からハットフィールド理論を評価されるのであり、株式プレミアムを資本剰余金とする考え方を高く評価されるのも、資本剰余金概念成立へのワン・ステップとしてとらえることからであろう。したがって、中村教授の考え方によるなら、学説の正否は論理の精粗となり、動態論における資本金論を基準（教授はより具体的には資本金・剰余金の株式種類別計理を基準とされる）にしてハットフィールド資本金論の精粗を考察してその不完全さを指摘（そのことは逆に動態論の資本金論を強調することでもある）したり、あるいは今日の理論への系譜を明らかにすることが重要となろう。もちろん、理論の系譜を明らかにすることは、その形成された理論（この場合には動態論）の性格を究明するうえからも重要な作業である。しかし、ハットフィールド理論の検討が「動態論形成史」という観点からのみなされる場合には、ハットフィールド理論そのものの評価としても不十分とならざるをえない。黒沢教授・中村教授によるハットフィールド資本金論評価の焦点が資本剰余金概念の欠如、あるいは資本剰余金と利益剰余金との区別の原則に対する理解の欠如³⁴、という点にもっぱらおかれるのはその例であろう。

今日の「資本と利益の区別」の理論を基準としてハットフィールド資本金論を考察した場合、資本剰余金概念が確立されていないことを摘出することは必要であるし、また妥当であるといえよう。しかし、そのような指摘によってハットフィールド資本金論の歴史的格・役割を明らかにしたことになる。

33 中村忠『資本金論』白桃書房、1961年、103ページ。

34 黒沢清、前掲論文、273ページ。

中村忠、前掲論文、114ページ。

ハットフィールドの資本会計論を「資本と利益の区別」の観点からみるもう一つの方向は、山本繁教授や森川八州男助教授の分析³⁵にみられる。

両教授ともハットフィールドの理論が純財産財増加額を利益とする資本主理論にたつているにもかかわらず、剰余金あるいは損益が区別される（純財産増加額＝利益と考えるなら剰余金の区別は不要のはず）社会・経済的条件を問うておられる。³⁶

ハットフィールドはさきに考察したように、剰余金は利益の留保額であるとしている。したがって、プレミアムや減資差益、自己株式の贈与による剰余金などは本来「剰余金」とは言いえないものであろう。このことは「プレミアムは経済的に資本醸出でありそれ以外の何物でもない」、したがって、「企業の真の利益ではないのであるから、配当にあてられないことを示す何らかの勘定に別に計上されるべきである³⁷」、という表現にもっとも端的に示される。このことからだけみるならば、ハットフィールドにも剰余金を営業活動から生ずる剰余金と自己株式に関する取引から生ずる剰余金とに区別する思考が存在しているようにもみえる。しかし、一方では剰余金を留保利益としながら、例外として株式プレミアム・減資差益などを剰余金に含め、それによる配当を認めている。ここには明らかに混乱と矛盾がある。

このような混乱・矛盾の生ずる原因を森川助教授は資本剰余金概念の欠如と、さらに、より規定的には「純財産増加」方式に立脚する所有主理論

35 両教授の分析は『近代会計学』の損益および剰余金を主たる対象としたものであり、「株式資本(金)」を対象としたものではない。したがって、もし両教授が「株式資本(金)」を主たる対象として分析を加えられたなら、やや異なる観点を示されるかもしれない。本稿はあくまでも以下にとりあげた両教授の論稿によって理解したものであることを、蛇足ながら明記する。

36 山本繁「利害調整手段としての剰余金—ハットフィールドの所論を中心として—」『会計』第82巻第4号、1962年10月。
森川八州男「ハットフィールド教授の利益論—特に資本的損失をめぐって—」『明治大学大学院紀要』、昭和38年。

37 Hatfield, *op. cit.*, p. 155.

に求められる。³⁸なぜなら、「純財産増加」方式にたつ所有主理論には、もともと論理的に、「損益を代表する純財産の増減とそれ以外の純財産の増減とを区別する積極的根拠は存しないからである」³⁹。森川助教授はハットフィールドが留保利益としての剰余金と株主の資本醸出による剰余金との性格上の違いを指摘しながら、結局は両者を同一に扱ってしまうことになる要因を、『近代会計学』が資本主理論にたっていることのほかに、さらに、つぎのような当時の株式会社の資本調達上の要請に求めておられる。

「前世紀末葉（80年代）から今世紀初頭にかけての約20年間は、合衆国の産業界においては企業の大規模化—資本の集積、企業の合同・合併—資本の集中が急速に押し進められた時期であり、『この企業の資本および経営の大規模化・複雑化は、株式会社制度を一そう普及化させ且つ株式会社制度を一そう近代化させ、その資本の吸収・集中…に必要適切な諸制度・諸法規を発展せしめた』のであった。ハットフィールドの利益論の根底にひそみ、簿記論と矛盾する処理まで惹起せしめた継続的な配当可能利益確保の思考も、結局は、このような当時の株式会社企業の資本調達を促進ならしめんとする要請の一つの反映と考えられるのではないだろうか。」⁴⁰

このように森川助教授の研究は、ハットフィールドの剰余金および損益論を資本と利益の区別の観点から問題にされていることにおいては第一の研究手法と同じであるが、ハットフィールド剰余金論の現実的役割を配当可能利益の継続的確保としてとらえておられる点においては大きくことなっている。

このような指摘は、わたくし自身も大変重要であると考え。しかし、資本金論全体としてみるならば、配当可能利益の継続的確保のための「資本と利益の区別」を指摘するのみでは不十分であり、⁴¹残されている点

38 森川，前掲論文，201ページ。

39 同論文，210ページ。

40 同論文，210ページ。

41 森川助教授の論稿は『近代会計学』の資本的損失を直接の対象としたものであり、資本金論全体を対象としたものではない。

もある。究極的には配当可能利益の問題につながるとはいうものの、「株式資本(金)」に関する会計理論の相対的に独自の役割が明らかにされなければならない、と考える。

IV ハットフィールド資本会計論の評価

——「株式資本」会計理論の歴史的役割——

それでは、ハットフィールド『近代会計学』の「株式資本(金)」についての論及の歴史的役割はどこにあったのであろうか。

わたくしはⅠの考察からして、ハットフィールド資本会計論がはたした現実的役割は、つぎの二点にあると考える。一つは損益・剰余金論において主として展開されるように、当時の株式水割財務方策下で、配当可能利益の継続的確保のための処理手続を合理化することである。他の一つは、水割株式の会計上の表示そのものを合理化することである。

このような観点から『近代会計学』の株式資本(金)についての会計理論の論点をあげると、すくなくともつぎの3点が考えられる。

- (1) 金庫株への資産性の付与
- (2) 贈与自己株式の資産性の合理化・割引の否定
- (3) 現物出資における割引発行の隠蔽・合理化

以下、これらについて簡単に説明しよう。これらの3点は基本的には現物出資における割引の存在を否定し、それを合理化するものであり、相互に関連している。

ハットフィールドはさきに考察したように、まず未発行株式と株式引受の貸借対照表上での表示を主張し、金庫株については未発行株式と区別したうえで、当然のこととしてその資産性を強調した。この金庫株(再取得自己株式)は当然のことながら、減資のために償還・取得もしたのではない。再販売のために保有しているものである。しかもその多くは、現物出

資者が企業に運転資金を調達させるために贈与したと思われる。このような現物出資者による株式贈与が相当におこなわれた理由は、トラスト形成に際して莫大な資本水増がなされたためにトラストの株価が額面を割り、額面どりに株式を発行して運転資金を調達することができなかったからである。だからこそ、現物出資者から契約によって株式の贈与を受け、それを市場で額面以下で発行する（すでに全額払込まれた株式であるから割引発行にならないとして）ことによって運転資金を調達する方法をとったのである。したがって、この場合、金庫株は企業にとっては資金獲得のための不可欠の資産であったはずであり、その資産性はなんとしても合理化されなければならなかったはずである。これに対して、中村教授のように、再取得自己株式に資産性を認めることから資本取引の本質を理解していない、と評価されるのはハットフィールド理論の歴史的役割を理解する道をとぎすことになろう。

ハットフィールド理論による金庫株への資産性付与は、当時のトラストの現実的要請を荷なったものであった。

このように金庫株の資産性を合理化するためには、現物出資者による株式贈与そのものが水割株式をあらわすと解釈され、その資産性を否定されるようなことがあってはならないのである。ハットフィールドはこの点を合理化するために自己株式について論及した。それはさきに考察したように、あまりにも明白な当時の水割財務を前にして、一方では自己株式贈与が水割の証拠であるという見解も示しながら、結果としては、現実には株式割引が存在する場合にはそれを明示すべきである、というにとどめたのである。したがって、当時者（企業および贈与者）が水割はないと考えれば、その株式贈与は貸借対照表上、借方には金庫株、貸方には剰余金と計上される。その贈与株式によって運転資金を調達しようとする企業が、その資産性を否定して株式割引と理解することはありえないであろう。した

がって、ハットフィールドの自己株式贈与に関する論及は、一見、その割引としての性格を強調しているようにみえながら、じつは逆に資産性の擁護になっている、と考えられる。

さらに、このような自己株式贈与の「割引」性を否定するためには、その取引の基礎になる現物出資とそれへの株式の発行という取引に際して、水割株式が発行されていないことが必要である。ハットフィールドが1章を設けて現物出資による株式発行を論じたのはそのためであろう。

ハットフィールドは現物出資による株式発行に際しては、資産評価の困難性から割引発行がおこなわれやすいことや、現物出資において違法な割引発行を隠そうとすることがかなりひろくおこなわれていることを指摘⁴²しながら、結局は払込まれる財産の全体としての評価が不明確であることをよりどころとして、株式発行を合理化している。具体的には、現物出資による財産の価額はそれに対して発行される株式の額面価額で計上される、という Dickinson の主張に傾いている。

このように、『近代会計学』の株式資本に関する会計理論は、現物出資の取引においてその割引の事実を表示しないことを合理化し、そのことを基底として、現物出資取引のなかでとりかわされる自己株式の贈与を、資産の贈与・剰余金の発生として処理し、さらに、それによって生ずる金庫株に資産性を付与することを合理化するものである。したがって、その理論は全体としては株式の水割発行をともなう取引を、会計処理上水割として表示しないことの合理化論である。ここにハットフィールドの株式資本に関する会計のはたした現実的役割があったと考える。

もちろん、このことが究極的には配当可能利益の問題につながることはいうまでもない。なぜなら、もし水割の事実が会計上明示され、払込まれた資産が現実価額で表示されるなら、莫大な「株式割引額」あるいは評価

42 Hatfield, *op. cit.*, p. 168.

損が計上され、巨額の欠損金が生ずるからである。

したがって、ハットフィールド『近代会計学』の資本金論は基本的には配当可能利益に規定されながら、具体的・現象的には、一方では損益・剰余金論を中心に、配当可能利益の継続的確保のための損益・剰余金の区分、性格規定をおこない、一方では、株式の水割発行の事実を会計上明示しないための株式資本についての処理を展開した、と理解できるのである。